

宇治川河川改修工事について 現状に対する認識は

建設

答弁 市民の生命・財産を守るための治水を最優先に

問 天ヶ瀬ダム再開発事業及び大戸川ダム建設が見直しの対象となり、宇治川改修の所期の目的が達成されないのではないかと危惧される。宇治川改修工事について、景観問題も含め、現状に対する認識は。

答 天ヶ瀬ダムは、市民にとって治水、利水などあらゆる面で大切な存在であり、その恩恵は計り知れず、有効性は限りなく大きいものと考えられる。天ヶ瀬ダム再開発事業及び宇治川改修事業は、淀川水系流域自治体にとって大変重要であり、市民の生命財産を守るための治水を最優先されることが確保された上で、生態系や景観にも十分配慮がされるべきである。そこで、治水・防災面では市内全域の浸水想定を含めたハザードマップを策定し、また史跡等の保全を目的とした都市景観条例を制定した。これまでの経過を踏まえ、国及び淀川水系流域委員会に対し、再度意見書を提出していきたい。また、市民の意見が反映できる場として意見交換会等の開催も積極的に取り組む。

福祉

ハンドル型電動自転車 の公共交通機関での利用について

答弁 改善に向け利用者の声を京都府へ伝えている

問 身体障害者福祉法による補装具として交付された場合を除いて、ハンドル型電動自転車の公共交通機関の利用が制限された。障害者の社会参加が叫ばれる時代に逆行しており、鉄道事業者及び政府への働きかけは。

答 ハンドル型電動自転車は一般道路を走行することを前提に製作されており、回転半径が大きい、重量が重い、介護者が持ち上げる取っ手がないなどの理由から、多くの鉄道駅での利用が困難な状況がある。身体障害者福祉法より介護保険法が優先されるため、介護保険を利用してハンドル型電動自転車を利用する身体障害者が多い。その場合、補装具としてハンドル型電動自転車の交付を受けた身体障害者と同じ扱いを受けられない実態があり、介護保険を利用する身体障害者から補装具としてのハンドル型電動自転車利用者と同じ取り扱いをしてほしいとの要望を受けている。市としても京都府に対し、介護保険を利用する障害者の声を伝え、厚生労働省への働きかけをお願いしている。

都市整備

本市の都市計画の 方向性は

答弁 豊かで快適に暮らせる市街地の形成に努める

問 市街化区域は住環境が良好なため人口の増加は抑えられないが、都市の発展の動向、人口及び産業の将来の見通しを踏まえ、産業活動の利便性と住環境の保全との調和をどのように図っていくのか市長の考えは。

答 二十一世紀を迎え、成長型社会から成熟型社会へと変わりつつある。市民生活においては、少子・高齢化が進み市民の価値観も個性やゆとり、豊かさを基調とした多様な価値観へと変化している。こうした社会状況の

変化を受け今年三月に策定した「都市計画マスタープラン」では、基本的な土地利用の方針として「めりはりのある土地利用を目指す」としており、豊かで快適に暮らせる市街地の形成に向けて住宅を中心とした土地利用を基本とし、産業系の土地利用には社会・経済の動向を踏まえ広域交通ターミナルや既存の商業・業務施設を有効活用するとともに京都府南部の新たな産業集積地として整備を促進し、地域経済の振興に寄与する土地利用の誘導に努める。

福祉

前期痴呆予防教室について

答弁 前期痴呆の予防に関する情報を発信

問 平成十五年度より、予防可能な段階である前期痴呆高齢者を早期に発見し、痴呆の改善及び進行の防止を目的とした前期痴呆予防教室の本格実施が開始された。当事業について、実施方法及び今後の課題は。

答 前期痴呆予防教室は、宇治市福祉サービス公社に委託して実施されている。開催の結果、これまで閉じこもりがちであった高齢者が、会話がなくなった大きな変化が見られた。今後の課題として、教室への参加者が少ない点が考えられる。原因は、本人や家族があまり他人に知られたくないという痴呆に対する偏見が根強く残っていることではないかと思われる。ただし、痴呆についての市民の関心は高く、前期痴呆は予防できるというPRをさらに進める必要がある。今年度は十人以上の市民グループへの出張講演会にて、痴呆の予防のポイントなどについて保健師の講話を予定している。今後この教室を継続実施していくことにより、痴呆予防に関する情報を市民に発信していく。

保育

北小倉保育所の民営化に伴う 建物の無償譲渡について

答弁 保育所運営の安定性と持続性を確保するため

問 北小倉保育所を民営化する理由は。また、地方自治法において、行政財産はその処分を厳しく禁じ、普通財産も厳しく条件を定めている。なぜ、市民の税金で建てられた貴重な財産を無償譲渡するのか。

答 北小倉保育所を民営化する理由は、地域の施設配置状況や保育サービスの状況、当該保育所の施設の状況等からである。次に、土地を無償貸与、建物を無償譲渡する理由は、保育所を民営化するにあたり、保育所運営の安定性と持続性を確保するためである。本市では、従来から民間保育所の施設整備にかかる費用は、国や府からの補助金以外の法人負担分において法人が借り入れを行った借入金元利金について、市から補助金を助成しており、敷地についても、無償で貸与してきた。また、無償にすることにより、資金力の有無に関わらず、保育に意欲を持ったものの参画を促すことが可能とし、高い保育水準を維持することにもつながると考える。

教育

学校施設の耐震診断結果について公表を

答弁 必要な情報を速やかに提供しよう努める

問 市では、平成十五年度より三カ年計画にて学校施設の耐震診断を実施している。昨年度の結果について、議会・市民・行政が情報を共有し、積極的な対策を講じていく必要がある。診断結果を明らかにすべきでは。

答 現在、昭和五十六年六月以前に設計、施工がされた百二十三棟の学校施設の耐震診断を実施している。診断を行う建物は、現行の耐震基準に適合していない可能性があるため、今後必要な情報を速やかに提供し共通認識を形成しよう努める。

保育

北小倉保育所は民営化後 どのような保育所となるのか

答弁 多様な保育サービスを実施できる拠点保育所

問 昨年十月に民営化の基本方針が発表され、保護者の理解を得るために説明会が行われているが、北小倉保育所を民間の社会福祉法人に移管した後、どのようにするのか、行政の関わりを含め、その在り方を伺う。

答 北小倉保育所は、民間移管後、地域における多様な保育サービスを実施できる拠点保育所と位置付けられている。そこで、移管先法人の募集に当たり、現在の保育の継続実施と最低七時から十九時までの保育時間延長の実

施、平成十七年度内に一時保育を実施することなどを応募するための最低の条件とした。さらに、選考された法人に対しては、移管の決定後から当該保育所の保護者と話し合いの場を設定し、保育所の運営について話し合うとともに、地域に根差した保育所づくりに努めることを求めている。今後、市として、移管後においても保育所に大きな変化をきたすことのないよう保護者の意向も踏まえ、移管先法人との調整等のフォローを行う。

教育

養護学校の市内新設について

答弁 市内新設を引き続き要望していきたい

問 京都府南部に養護学校の新設が必要であることは府の見解とも一致している。市としては、宇治市への新設を要望するとともに、新設校の規模、性格など今後の協議に向けて準備が必要と考えるが市の見解は。

答 昨年六月、府に提出した「宇治市に新しいタイプの養護学校の新設を求める要望書」において、従来の養護学校の役割に加え、地域社会に密着し、児童・生徒の障害の状態に応じた専門的な教育機能を持った障害児教育センター的役割のある養護学校、障害の枠にとらわれず、宇治市在住の養護学校へ通う児童・生徒を受け入れることができる総合的な養護学校という二点を重視している。それに加えて、障害の状況等に応じた、よりきめ細かな教育の推進が求められている状況や、児童・生徒として保護者のニーズが多様化してきていることを考えると、保護者や関係者等との意思疎通を十分に図っていくことが重要と考え、宇治市への新設を一層要望していきたい。